

綱光公記

— 宝徳二年正月～三月記 —

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号～二五号では広橋綱光（一四三二—七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）の暦記の翻刻を行い、二五号までで現在確認できた暦記の紹介を終えた。そこで二六号より再び時代をさかのぼり、綱光の記した日次記の紹介を行っている。今号では宝徳二年（一四五〇）正月～三月記を取り上げる。本記の概略については二〇号を参照して頂きたい。

この年の将軍は足利義政、天皇は後花園天皇。綱光は二〇歳、正五位上右兵衛佐で、三月に右少弁に任じられた。二〇歳の若さでの弁官就任は広橋家に例のないことだと喜びを記している。

主な内容を見る。正月九日には叔父で前興福寺別当の慈恩院僧正兼暁が入寂した。綱光は軽服となるが、同一九日除服宣旨が出された。これは二月一二日の積奠のためという。この積奠関係では、大学寮領をめぐる記事も興味深い。三月八日、日野勝光が献策（文章生試）を遂げた。

勝光は学問生とはなっておらず、方略宣旨を申請しての献策である。綱光も同時に行う予定であったが、軽服のため延期となっている。綱光は残念がりつつも、勝光に旧記を多く貸し、また勝光の記録を書写している。この関係記事は勝光の日記を借用し、主語のみ書き換えたのである。一度「予」（勝光）と記し「試主」と訂正している箇所も見える。当該期の文章生試の儀礼が詳細にわかる貴重な史料であろう。

室町殿では、三月一七日に晴鞠会が催され、綱光も参仕した。この催しは足利尊氏の例によるという。次第も詳細に記され、記事の末には二条持通が作成した「御鞠次第」が貼り継がれている。次第と前半の日記を比較すると、表現が類似しており、綱光が次第を下敷きに日記を記していた様子が窺える。三月二九日には將軍義政が参内しての鞠会・和歌御会も催された。三月二六日から二九日にかけて除目が行われ、義政は権大納言に任じられた。永和四年（一三七八）の足利義満の例に倣い中納言を経由せずに権大納言に直任されたものである。六代將軍義教、また義政以降権大納言まで昇った将軍はいずれも同様の直任となる。日野

遠須 桃田
藤中 崎
珠牧 有奈
紀子 一郎保

勝光は、五位藏人から従四位下藏人頭、右中弁となった。勝光はこの年更に従四位上右大弁、正四位下参議と急速な昇進を遂げることとなる。また前述の通り綱光も右少弁となる。

次に書誌情報についてまとめる。自筆本は国立歴史民俗博物館蔵『綱光公記』（日六三―六六三）のほか、東京理科大学近代科学資料館下浦文庫蔵『具註曆 仮名曆』（下〇〇〇一）に三月一八日条・一九日条が含まれる。国立歴史民俗博物館所蔵自筆本は、宝徳元年の間明一行の具註曆および同年のかな曆を翻して記されている。題箋には「綱光公記（自宝徳二年正月十一日至三月卅日 自筆本／首間闕（正十以前、自正廿九尾至二三、及三三条少欠）一巻）」とある。題箋の通り正月二九日条から二月四日条の手前までは欠けている。ただし江戸期の写本『接綱御記』では、この部分に正月二九日付の藏人佐広橋綱光充万里小路時房書状断簡が書写されている。内容は判然としないが、綱光の官途から時期はこの時期と推測される。写本作成時には、原本に貼り継がれていた可能性があると考え、あわせて翻刻した。

東京理科大学近代科学資料館『具註曆 仮名曆』は、中世の具註曆・仮名曆の断簡を集めて成巻したものである。これらの曆は広橋家歴代の曆記、日次記紙背から脱落したものであり、綱光公記の断簡数点も含まれる。本稿で紹介した宝徳二年三月一八日・一九日条は第三紙として貼りつがれている。日付のみで記事はないが、紙背が宝徳元年九月九日（一三日の仮名曆であり、この曆の連続から宝徳二年三月である）と判断される。なお『具註曆 仮名曆』、および年次比定については、尾上陽介「東京理科大学近代科学資料館所蔵『具註曆 仮名曆』について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八年）で詳しく検討されている。

末尾になるが調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館・東京理科大学・広橋興光氏に深謝申し上げる。

【付記】本稿は「中世後期古記録の史料学的研究」（若手研究B 研究代表者遠藤珠紀）、「流鏑馬の起源・成立過程の実証的再検討―鎌倉幕府儀礼の源流と東アジア文化―」（若手研究B 研究代表者桃崎有一郎）の研究成果の一部である。

【凡例】

- ・翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追い込みとした。
- ・本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消された文字は左傍に、を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は（ ）、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。
- ・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・東洋理科大学近代科学資料館蔵『具註曆 仮名曆』、広橋興光氏所蔵『接網御記』を底本とする部分は「」で括り、それぞれ符合具・接を付した。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

（宝徳二年）

（正月）

十一日、雨下、今日西殿参、濟々御出、珍重々々、幸甚々々、夕方程参

内、松囃也、入夜退出、抑慈恩院去九日他界云々、驚無極、為之如何、

長病雖存内、得域之由令申間、安堵之処、大事出来、無力次第也、周章

無極々々、○中

十五日、晴、不出仕、祝如例、

十六日、晴、依輕服不出仕、節会、（万里小路冬房）頭右弁申沙汰也、内弁令執柄相国勤

仕給、邂逅儀不参所存外也、外弁内府以下六人参仕云々、先有直廬之儀、

委細可尋記、次将内弁練之時悉退云々、先例等不審間、先規長興宿尋統

左、

一、（貼紙、折紙、別筆）至徳元年内弁御直廬之儀勿論、応永度々直廬有無不記置候、今度以

番衆所被用直廬之由承候、文保三年同直廬之儀候、延文度無其儀候、

可得御意候哉、

十七日、晴、向（藤堂景敦九）豊後宿所、嘉例也、

十八日、晴、参大宮殿、皆以御出、珍重々々、

十九日、晴、八幡代官二人進、珍重々々、今日除服 宣下到来、別勅也、

廿日 可尺箕申沙汰故也、

廿一日、

廿二日、（信景）雨下、向速水宿所、珍重々々、（二条持通）右府家領被申論旨、則書進了、

廿二日晴

廿四日、風雨急、雷一声、可驚可恐々々、有地藏講、如例、

廿九日、晴、小雨下、則晴天、今日御局、（広橋綱子、綱光祖父兼宣ノ女）慈母御参、室町殿、内裏女房

達皆御参給、予車計可召進由内々典侍殿被仰、（豊子女王）牛々々飼等事女房達計略

給云々、則召進車、何出車一両不被仰雜人哉、如何、入夜参、内、依別

殿行幸也、頭右中弁奉行、御劔次将季春朝臣、（遊野井）脂燭教国朝臣一人祇候、

六位藏人二人祇候 目六〇後

一不可有子細 存候、以御機嫌被申沙汰哉、委細事彼願主可參申之

由申含候、可令尋記候哉、事々期面之状如件、

正月廿九日 (万里小路時房)
(花押)

藏人佐殿 (広橋綱光)

(二月)

四日、晴、祈年祭・大原野祭也、定無為歟、可尋記、

九日、晴、為当番参 内、入夜帰参、今夜被申御局、曉更之時分還御、(広橋綱子)

真以被表万歳之嘉例者乎、珍重々々、及数献了、頭弁・顯言朝臣・季春(四辻)

朝臣・雅行朝臣・予等祇候、幸甚々々、一荷等祝言計進入了、莫言々々、(庭田)

珍重々々、春日祭延引、

十一日、晴、参 禁裏、今日有松囉、入夜退出、人々濟々祇候、(広橋兼郷 綱光父)

十二日、晴、入夜月明、御月忌如例、(通也)

尺奠所申沙汰也、上卿久我大納言、参議不参、依難治故障、且流例也、

可恐々々、少納言(高辻)繼長朝臣、弁親長朝臣、頭弁沙汰無之、依子細也、散

状 禁裏・関白進上、抑夕陽時分参 内、是少納言繼長朝臣大学頭兼任

申入事也、近年闕也、不可然、殊尺奠詩加銘大頭勿論候、近此翰林書加、

不可然事也、則披露、勅許間宣下了、寮領菅二位押領尤無謂事也、仍近

年大学頭不知行、今度不可及知行云々、且内々菅二位申入了、(足利義政)

十三日、晴、子刻歟有御礼、則参 室町殿、御太刀進上、細川武州以下

祇候、帥大納言・中御門大納言等多祇候、是御馬屋(勝元)間、上棟御礼也、(正親町三条美雅)

珍重々々、自夜前渡御日野中納言亭、御方違依吉方也、上御所被引者畢、(鳥丸)

幸甚々々、(資任卿)

十四日、晴、暖気甚、参 内、依当番也、伊与局被申御茶事、入晚退

(大炊御門信子)

出、今日捧物檜葉入道宿所遣了、送文如此、引見御記遣書者也、(常憲)

広橋家

送進 御捧物事、

太刀一腰 (金覆輪)、杉原十帖

右、所送進如件、

宝徳二年二月十四日 越中守信景奉、(速水)

二捧物請取 (貼紙、折紙)

請取申御捧物 (見返與上書、綱光筆)

太刀 一腰 (覆)、

杉原 十帖

右、為広橋殿御沙汰所請取申如件、

二月十四日 (宝徳式) 常憲 (花押)

十五日、晴、温弊会也、如例、瑞雲院被入来、舍利等供養、師幸正上事

大外記前官例 XXXXXXXXXX

抑師幸正上事申之間、前官也、(中原) 大外記、定有例哉、可勘之由問合間、注進、(卷)

一个度邂逅歟、披露之处、極 XXXX 如何之由被尋仰者可御沙汰、念 XX 可尋

遣之由被仰間、則尋遣了、此人依万事以外物也、仍如此固尋御沙汰者也、(清原業忠)

二前大外記師幸 (貼紙)

(端裏書)

前官之時叙正五位上之例事蒙仰候、儒官之例申上候条、不可及御沙

汰候哉、但被仰下之条、謹令注進候了、清原真人宗尚正和五年四月

十三日任大外記、同七月二日辞退、同八月十二日転助教、同十月四

日叙正五位上、所見之分、如此候、早可得御意候也、恐惶謹言、

二月十五日 師幸 状、

広橋殿

広橋殿

〔師〕幸状

十八日、晴、午刻時分禁裏參、依召也、是去人々申沙汰一献衆御返云々、御盃台并御たな、三代集等ををかれ御賞翫、中に色々を被入人々畏存無比類、入夜事終退出、有御鞠、

十九日、晴、參 室町殿、有猿樂、是例年正月廿日、延引、先松囃、種々〔辰〕遊鷲目、帥大納言等祇候、細川武州以下濟々祇候、三番之時御対面、有御酌、人々御太刀進上、入夜退出、表万代之儀、幸甚々々、

〔行間補書〕廿二日、晴、春日祭也、上卿花山院中納言、弁教秀朝臣、〔忠富朝臣〕使可尋記、源家也、先例如何、〔出軍〕顯言朝臣、

廿四日、雨下、依当番祇候 禁裏、有御鞠、内々也、抑今日御製ヲ被付桜枝、被進〔御雅世〕以飛鳥井入道、則又付桜枝、有御返歌、飛鳥井入道にも被遣、同申御返歌、

我そたをらんことの葉の花もをりしか君かかさしに

室町殿

今よりはいく千代かけてさく花もこと葉の花も色をかへまし

御製

いまそけに

春なれや風吹世の花にちきりて

飛鳥井祐雅

吹ぬ世の風のすかたを待みてそ雲井の花の色もかへぬる

廿五日、

廿六日、

廿七日、

廿八日、雨下、祇候 禁裏、有一献、夜深退出、

廿九日、雨下、依当番祇候 禁裏、但宿計也、昼間依故障子細也、武家有猿樂、抑今日文通死去云々、当代明人、為之如何、

三月

一日、晴、小雨時々下、早旦參 室町殿如例、退出後、向日野亭、〔鳥丸責任〕月朔幸甚々々、自今日御神事間、不參 内、

三日、晴、朝間寒気甚、早旦、參 室町殿如例、曲水宴一段幸甚々々、抑鬪鷄一羽進上 禁裏、先日藏人式部丞以一通相催問、所召進也、随而〔万里小路冬房〕頭右中弁奉書云、今日御灯御禊早參事、日来勝光領状分処、為犬産穢俄故障云々、六位役供例不分明、權佐経茂重服也、殊不可然歟、所詮輕服之例、寛治二年九月季仲役供也、〔藤原〕及闕如上者、已事只今之程、忝可參人之由、被仰下候也、予返報云、御灯御禊早參先以畏存候

御証御禊役供事、就闕如可早參之由、被仰下候、先以畏存候、但輕服之例遑近事候間、如法可加斟酌心事候、雖然云別 勅云闕如、不及困辭歟之由存之間、早可存知候、但不具事候間、只今之程難參候、其間之事可然樣可得御意也、恐惶謹言、

三月三日

〔広橋〕網光

○中

未刻計、着束帯參 内処、未御装束程也、頃之出御、〔万里小路冬房〕頭弁候御簾、次第如例、予人形役供也、事終有御鞠、予初而祇候、不堪至極也、但祝着々々、入夜有御祝、被下御盃之後退出、頭弁奉書続左、為後勘也、

〔端裏書〕冬房朝臣、御灯早參寛治例

諸司等悉催具了、忝可被馳參候也、

御灯御禊役供事、勝光依犬産穢不參、仍六位勤仕例相尋候之処、不分明候、寛治季仲朝臣雖為輕服中、依為除服以後、勤陪膳了、今日已及闕如候上者、可令參仕給之由、別被仰下候也、恐々謹言、

三月三日

〔広橋網光〕冬房

藏人佐殿

〔切封墨引〕

四日、晴、無指事、

五日、

六日、

七日、

八日、朝間晴、入晩雨下、今日勝光遂登省之儀云々、日来綱光相共可遂其節之由相談処、予輕服也、更以無先例、菅氏・明経等当氏不勘得間、空斟酌候了、号式部省国弘注進云、応永卅三年政光朝臣八月可遂其節処、

輕服事出来間、十一月延引了之由、先例如此云々、雖為輕服遂其節之由不勘出之由令申、無力事也、無念々々、於判儒者雖為重服出仕之例、云

当家度々例也、式部權大輔被參談、此例難准扱歟之由相談了、午一点

日野右少丞宿所遣賀札・大披子百荷、自愛之由返報如此、続左者也、

是自他且為後記也、入夜天晴、内々以直垂之躰、參官司之処、式部權大

輔・大學頭繼長朝臣等閑談、無程自郁芳門勝光參、大學寮史生進退散々、

珍事々々、一向繼長朝臣扶持了、先遂寮試、寮頭繼長朝臣着床子、

召国一參進、召試主歟、冊之儀近代無之也、則垂裾正笏、取副書於笏、

參進、着床子、次堂監參進、次寮頭仰云、令読曰歟、試主懷中笏、

披文、讀之、次寮頭鳴笏、試主如本卷之、取副笏、經本路退出、次寮

頭起座、次行省試、式部權大輔着座、前机置詩、次試主參進、

度不着座、床子、次年預来少御前、大卿置笏取詩給年預、々々取之退、次国一

来、予前後サマニ立テ左ノ袖ノ下ヨリ挟詩、試主置笏、取之披見、如本

卷之、取副笏、退入小屋、着饗膳座、此間不見、於西厅、向北有神拜、

置詩於文台上退出、有有判、儒兩人也、尤可得無人、次試主參文章

院云々、延文之度者、献策之時、遂初參給了、今度相違如何、抑寮試之

時着靴之由、延文有記、今度着浅沓不審、可尋知、条々相違繁多也、不

記及、次帰華、降雨、抑予輕服之間、以内々之躰見訪、日野中納言、以下不見訪哉、故人々

一

立車官司辺立廻見訪了、無謂無念事也、

九日、晴、勝光献采日也、尤雖可見訪欲楽間斟酌了、無念々々、定無為

歟、儒中大慶也、珍重々々、神鑑勿論々々、

賀翰之旨、喜而令拜見候畢、抑登省事、下才後代之嘲嘆、其恐不少、

当时之人口恥辱繁多也、雖然浴囊祖之余慶、揚登用之試場、先聖、

先師令哀憐勿論之条、笑悦之処、大破子百荷御扶助、慄悦多端候、

当世与後記悦看中央之儀候、併期面会候也、恐惶謹言、

三月八日 勝光

〔貼紙〕 政一

〔貼紙〕 政一

省試御献策事、八月中に御沙汰可有処に、池尻殿依御隱延引、十一

月廿八日・卅日に御沙汰之由注置候間申上候、余御例不存之由、可

有御披露候、恐々謹言、

二月廿六日 国弘

人々御中

抑旧記多遣日野亭了、不申学問寮間、遂省試申方略宣旨、遂献采了、後

代可心迷事也、能々引見御記可沙汰也、尋取彼文書可続加也、今度間頭

式部權大輔在豊也、策文以下詩、宣下方一向扶持云々、題者兼帶、

十日、雨下、依当番參 内、有御鞠、虫腹気散々、

十二日、晴、御月忌也、如例、午一点參 室町殿、有猿楽、及数献、

大飯、入夜人々退出、有御酌、次第參了、

十三日、晴、室町殿被祇候大館局有書状云、文車・皆具只今程可廻進也

云々、牛々飼不召置候廳尋きと可廻進由申入了、是御所々々の御垂車

御用云々、文東むきの御かたへの也、雖然御物景間、予一筆申入御返事

一

了、入夜車廻帰、二条右府亭藤花御覧云々、今日瑞雲院來臨、有一酌、
十四日、雨下、後瑞雲院殿御月忌如例、
十六日、晴、左衛門督局嵯峨參籠間出向、昨日一及等遣了、
十七日、雨下、今日武家晴御鞠也、雖然降雨間、來廿日延引了、中山
中納言奉書如此候、

抑昨日晚飛鳥井入道有使者、明日御鞠御簾役可參仕、内々可存知云々、
已以明日也、不具珍事、乍去畏入之由返答了、其後自伝奏有使者、同事、
同返答了、伝奏無沙汰也、莫言々々、纏頭無極、
御鞠可為來廿日候、可得御意候也、恐々謹言、

三月十七日 親通
〔綱光〕 廣橋殿
〔八日〕 十九日、
廿日、晴、今日 室町殿御具、具御鞠也、刻限可為申刻程云々、午半刻計
為御簾役所參也、駕文車、牛童、蘇、青狩衣、隨身一人、右、雜色二人、白張、笠持一人
等所召具也、予裝束如例、恒東、帶、尤行粧可謂輕微、無余日計会故也、然而人々
分散、無便宜所聞、自中門下堂上処、〔一条兼長〕〔二条教房〕〔松木宗繼〕執柄・同左幕下・中御門大納言等
祇候程也、頃之人々參集、申一点程歟、被始行、先御裝束之樣、西面懸
巨御簾、東砌南北行敷小文帖為主人御座、〔末〕南砌東西行敷同帖為鞠足座、
其未敷紫端帖為殿上人座、〔末〕北面、其未敷円座為布衣輩座、同屏中門南腋敷
同円座為賀茂輩座、〔末〕北砌敷小文帖為見証公卿座、〔末〕東上、南面、先有露払、
侍位置鞠、〔末〕不付次露払人数立懸本、賀茂輩・布衣輩少々也、不經時刻上之、
此間予御簾南腋々戸中祇候、〔末〕依便宜所也、露払輩復本座、次御出、予候御簾、
懸裾、御殿自南方御下殿、予則候本所、先は自北方則共下殿、可出屏中門歟、
但一向時々宜又集儀也、勿論々々、懸裾事右府御指南也、每事右府計申
御沙汰間、存固真每々尋申入也、次鞠足公卿着座、次殿上人着座歟、不

見、〔末〕自後着座、次見証次公卿着座、次丞相座少有前席、〔末〕以上六、先閑白、
退時如此、

衣冠、次左大臣殿、〔末〕衣冠、下二条、同、次右大臣、〔末〕衣冠、同、次西園寺前内府、〔末〕衣冠、同、次内府、
同、次按察使、〔末〕衣冠、同、次右大将、〔末〕衣冠、同、次左大将、〔末〕衣冠、同、次陽明大納言殿、
同、次中御門大納言、〔末〕衣冠、同、次左衛門督、〔末〕衣冠、同、次侍取露払鞠退歟、此間
侍持參枝鞠、寄立便宜所、〔末〕侍平貞藤、次教国朝臣持參御具足調、御足退下歟、
先侍持參御具、置所役人前、次教国朝臣解鞠置懸中、〔末〕先北御、〔末〕緣上有枝鞠、〔末〕白草、〔末〕一、
此外之儀不見、無念也、鞠置懸中、而今一鞠付枝、立本所退、次御立、次
依御目、上八人立懸本、諸卿動座如初、丞相以上帖上跪給、大納言以下
帖下跪也、次主人御上鞠、次第蹴之、頃之御復座、人々同之、又立替殿
上人・布衣輩等也、又無程退、御立、今度東上南面、〔末〕初度北、〔末〕人々同之、
賀茂輩少々立歟、不見、頃之事畢、撤御具足復座、侍如初參進、取御具
足退出、次入御、予如初候御簾、此間執柄以下退給、次鞠足人々々々膈
退出、惣殿執柄等御対面、被御太刀、次人々進上、〔末〕御会、今度之儀、
建武度歟、等持寺殿御例云々、武家輩參之例彼御例云々、抑布衣輩可付
賀茂輩上之由、申所存云々、然而賀茂輩申所存了、然座別敷各着座也、
猶以布衣輩上歟、可尋知事也、見証公卿、応永十五年北山殿行幸時蹴鞠
度見証公卿五人、今度室町殿行幸之度三人云々、其外度々如此也、今度
繁多也、可謂濟々、邂逅大儀無為珍重々々、幸甚々々、入夜退出、主人
御冠之間、鞠足人々悉衣冠也、御次第統左、右府御作進云々、散狀如此、

御鞠
公卿
衣冠、上紐、美雅脚、〔末〕正親町三条、
帥大納言、〔末〕純色、指貫、
日野中納言、〔末〕中納言入道、
今出川中納言、〔末〕新中納言入道、
衣冠、〔末〕〔補雅飛鳥井雅世〕、
衣冠、〔末〕〔教季〕、
衣冠、〔末〕〔淨空飛鳥井雅水〕

同、
三條中納言 中山中納言

同、
藤宰相 右衛門督
(高倉水豊)
(飛鳥井雅親)

殿上人

衣冠、
顯言朝臣 公熙朝臣
(山科)
(阿野)

同、
親長朝臣 教国朝臣
(甘露寺)

同、

永繼 勝光
(高倉)

賀茂輩

衣冠、
夏久県主 秀久、
同、

同、
弥久、 宮久

同、

布衣侍

細川右馬助、
賢殿、
細川兵部少輔、
成之、
文歎
文亀コウ
冬

山名左衛門佐、
伊勢備中、
貞親 文コメ
白襖

勝豊 白
民部少輔

元家 文躰、夕
赤松
テハキ

伊勢八郎、
平貞藤 コメ紅

以上香轎也、同前、

見証座

関白 左大臣 右大臣 西園寺前内大臣
(教基)

内大臣 按察使 右大将 左大将 近衛大納言

中御門大納言 左衛門督

御鞠次第

早旦儲御装束、

其儀、小御所西面懸巨御簾、東砌南北行敷小文帖為主人御座、南砌東

西行敷同帖為鞠足公卿座、其末敷紫端帖為殿上人座、
東上其末敷円座
北面

為布衣輩座、同屏中門南腋敷同円座為賀茂輩座、
北東北面、北砌敷小文帖為

見証公卿座、
東上南面、

刻限人々參集、

次布衣輩着座、

次賀茂輩着座、

先有露扨、

侍_六置鞠、
不付枝

次露扨人数立懸本、

不経時刻上之、

次主人御出座、
殿上人候御簾、
次鞠足公卿着座、
次殿上人着座、
次見証公卿着座、
○以下折裏
次侍取露扨鞠退、
此間侍持參枝鞠、寄立便宜所、
次譜代殿上人持御具足調、
□足退下、
先侍持參御具足、置所役人前、
次同殿上人解鞠置懸中、
次上八人立懸本、
先主人立樹下給、次依御目人々立之、
次主人御上鞠、次第蹴之、
主人御復座、
人々復座、
又立替如恒、
賀茂輩少々參進、

次事畢先所役人撤御具足、復座、

侍如初參進、取御具足退入、

次主人入御、

御簾役如初、

次公卿已下退下、

廿一日、

廿二日、晴、參禁裏、月次御短尺持參、及夕有御鞠、内々也、冬房朝

臣・顯言朝臣・雅行朝臣・有通朝臣・公澄朝臣・予等祇候、入夜退出、

廿三日、雨下、參室町殿、是昨日日野右少丞奉書到來云、明日可有猿

樂、可早參云々、畏奉之由返答了、聖護院・同新門主・同如意寺・実相

院・同新門主・三寶院・淨土寺・同新門主、其外坊官等濟々被參、中門

ヲ構御見物、右少丞・予・教国朝臣・永繼等役奏也、右少丞・予は大

子孫職事也、所役難治歟、但准后前計兩人、可置之由相談了、予上

住心院(実意方)以下前教国朝臣・永繼置之、坊官は不及沙汰、抑数献及大飯、予

以下如例式參御前見物、入夜御出、門主達御対面、只一献予以下等役

奏、無程門主本所御渡、其後有御酌、人々參、事終入御、猿樂猶以有之、

予歛樂間早出了、

廿四日、晴、予歛樂散々、周章無極者也、

廿五日、雨下、予歛樂少得域、今日(綱光兼宣室、父兼郷母)元~~元~~廿五年御聖忌間、於瑞雲院如形

致沙汰、当時殊依計会也、抑今日於西殿有法事、慧恩院上人~~御~~御供養、

衆僧五人、予聽聞、談議少有之、此上人當時万民仰之、殊勝々々、後予

対面、被授十念、後予婦、依病氣也、

廿六日、晴、予歛樂猶以同篇、今夜除目也、不參之由頭弁申遣了、執筆

左大将云々、関白御息、今夜御拜賀之由、有其間、

廿七日、晴、除目中夜也、

廿八日、雨下、依御衰日竟夜延引云々、今日大樹有御參、内、可有就鞠(蹴) 処、依雨延引、

廿九日、晴、室町殿御參、内、依可有就鞠也、參仕人々如恒、賀茂輩參、

内々也、入夜有御会云々、和歌、予歛樂之間、不參、背本忌候、(意也)夜深御退出、

於常御所有一献云々、女房達御倍膳、

抑今夜除目竟夜也、室町殿令任大納言給、珍重々々、永和四年三月廿四

日御例歟、不經中納言給也、日野自五位侍中直昇貫首、転中弁、上首親

長朝臣・教秀朝臣等也、依御取奏云々、(勅修寺)、(兼室)予任右少弁、当

廿歲之年転任之例無之、云不練過~~分~~之也也、定光朝臣十七にて被任弁官

き、其外無例、是家榮余歟、且、尊神等冥助也、又當時朝獎一段無極々々、

万幸々々、小折紙如此、

(貼紙、折紙、別筆)

権大納言源義一

參議藤原教忠

源通秀兼、

左中弁藤原冬房

権左中弁藤原親長

右中弁藤原勝光

右少弁藤原綱一

右大史小槻通音

侍從藤原実連

同行秀(世尊寺)

同宗政(難波之)

同言瀨(以下折裏)

直講中原師富

民部少輔藤原永秀

大藏卿平有政(堀川)

近江守大石員弘

越後守伯近種舞人、

左近権少将藤原実顕

将監藤原清春

右近衛権少将源雅行

藏人頭

右中弁藤原勝光

辞退

権大納言源通淳(中院)

参議藤原資宗(日野四)

卅日、晴、人々賀来、或者賀章到来、祝着無極、未歡楽以後出仕間、室

町殿不参賀、以吉日可参賀也、
(貼紙紙別筆)

権大納言源義成

参議藤原教忠

左中弁藤原冬房

権左中弁藤原親長

右中弁藤原勝光

右少弁藤原綱光

右大史小槻通音

侍従藤原実連

藤原宗政

式部丞中原景久(依見官員當親王) 卿親、王請、

直講中原師富兼、

雅楽允膳春芸明經、

源通秀兼、

藤原行秀

藤原言瀨

民部少輔藤原永秀

主計允藤原守次臨時、

隼人佑佐伯豊繼後花園天皇、

大藏卿平有政

大炊允惟宗有時本寮、

掃部允紀康雄本寮、

主水佑紀益季司、

彈正忠平是宗明法、

大和少掾清篠数柯大舍人、

河内大掾海上波治内大臣永享十年給、以件波治、任大宰大典、而不給、

少目宗岡有寛上召、

和泉掾朝明用賢権中納言藤原朝臣、

目春日護家権中納言藤原朝臣、

摂津権守清原業忠兼、

権大掾大和和関白文安二年給、二合、伊予権掾文山章奉、

大目葦原国安権大納言藤原朝臣、

伊勢少掾長尚幸内暨、

尾張介藤原実右兼、

参河大目久賀徳広権中納言藤原朝臣、

遠江権少目藤井浪春右大弁藤原朝臣、

駿河目藤井春富参議藤原朝臣、

伊豆権掾藤井永春時、

甲斐権介藤原公躬兼、

相模介源教親兼、

武藏介藤原季春兼、

大目御春時直進物、

権大掾大江益氏内舍、

掾平親友内舍、

安房少掾橘末弘内舍

上総少掾秦益之校書殿殿位

常陸大掾安薦有校書殿頭

近江大石員弘

權守藤原俊秀兼

大掾酒井末量斐学院

美濃權目有道左近衛中將源朝臣

飛騨掾中原広氏大舍人

信濃大掾桜井春時内監

上野權大掾大江正胤大舍人散位

越前權大掾民堯代權大納言藤原朝臣

權大目長久富權大納言源朝臣

加賀掾豊国安郷權中納言藤原朝臣

目久米花種当年

能登介藤原公国兼

權掾御春富貴權中納言藤原朝臣

少目藤井久清右大臣文安二年

越中權目桜嶋春清参議源朝臣

越後守伯近経

權目家内富増權大納言藤原朝臣

佐渡掾春原花栄停權中納言藤原朝臣

丹波掾惟宗正茂進物

但馬權介源経秀兼

權目馬工乘知内大臣永享七年臨時給内舍人

因幡權守中原仲秀

權目藤井花並侍從藤原朝臣

伯耆權守源富佐

目藤井栄種左大弁藤原朝臣

出雲權守藤原資宗兼

石見少掾桜井花里当年

隱岐目桜井花盛御給

播磨權守藤原持為兼

大掾基北堂

美作少掾橘花久学館院

備前權介藤原季定兼

備中權守藤原永豊兼

備後大掾春原郷守喚内

安芸權守源政賢兼

周防掾紀宏秀兼

紀伊權守菅原為賢兼

淡路掾伴助英内監散位

讚岐大掾椿戸伴算權大納言藤原朝臣

伊予權介源有通兼

土左權介藤原公数兼

筑前大掾賀陽春來左大臣当年給

筑後權大掾紀之安明法

大目嶋根豊国權中納言藤原朝臣

豊前掾藤原松久御給

權介藤原公澄兼

大掾藤井松久当年

目衣縫統経教房当年

大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原国増算道

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

權大掾藤原元盛勸学院

豊後大掾三國和貴（伏見宮皇常親王、式部卿親王）
当年別給

権目高志齊賢（正親町三條実雅、大宰権帥藤原朝臣）
当年給

肥前国五百木部（權中納言藤原朝臣）
当年給

左近権少将藤原実顕

将監藤原清春

源行祐（府）
奏

右近権少将源雁行（三條実重）

将監平親秀（大將）
請

左衛門尉藤原信昌（督）
請

左兵衛尉藤原助正（内大臣当年給二合、請任息子）

右兵衛尉藤原有富（院臨時、御給、二條教房）

左馬允大國幸里（御監、二條教房）
請

源季久（藏人、三條実重）
所

右馬允惟宗種久（御監、三條実重）
請

兵庫允橘吉豊（算道、拳）

宝徳二年三月廿九日

藏人頭

右中弁藤原勝光

辞退

権大納言源通淳

参議藤原資宗

秦兼親（大將、請）

藤原景正（臨時、内給）

平康之（府、奏）

大江行久（滝口、旁）